

物品購入及び役務の提供等の競争入札に関する取扱いについて

(平成20年2月12日)

[沿革] 令和5年 3月29日 総務部長通達第26号改正

広島高速道路公社契約細則（平成9年広島高速道路公社細則第4号。以下「契約細則」という。）に基づき、物品（現金及び有価証券以外の動産をいう。以下同じ。）の購入、借入れ、印刷、修理、運送、保管、施設の管理、役務の提供等の契約（以下「契約」という。）を行う場合の競争入札の取扱いについては、別に定めるところによるほか、この取扱いに定めるところによる。

- 1 契約は、契約細則第19条の規定により随意契約の方法による場合を除き、原則として、一般競争入札の方法によるものとする。ただし理事長が特に必要と認める場合は、指名競争入札の方法によることができる。
- 2 契約を一般競争入札に付そうとするときは、契約細則第4条から第16条までの規定に従い実施するものとする。
- 3 契約を指名競争入札に付そうとするときは、契約細則第17条及び第18条の規定に従い実施するものとする。なお、指名にあたっては5者以上の業者数を確保するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、これによらないことができる。

附 則

この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。